

公募手続きのスキームについて



令和2年1月30日

1 公募手続きの目的・基本的な考え方

仙台市ガス事業民営化計画

民営化の目的

- ① ガス事業の永続的发展
- ② 市民サービスの向上
- ③ 地域経済の活性化
- ④ 行財政改革への貢献



民営化の基本的な考え方

- ① 安全・安心なガスの安定供給の確保
- ② サービス水準の維持・向上
- ③ 地域経済の活性化
- ④ 行財政改革の推進



公募手続き

公募手続きの基本的な考え方

- ① 安全・安心なガスの安定供給を任せることができる事業者を選定すること。
- ② 応募事業者に民営化計画の趣旨・公募条件を正しく理解してもらうこと。
- ③ 民間ならではの自由な創意工夫を生かした提案をしてもらうこと。
- ④ 一定の価格以上で譲渡すること。

2 民営化計画における公募手続きに係る事項の確認

民営化の手法・想定スケジュール（抜粋）

- 事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式を採用する。
- 公募開始から優先交渉権者の決定までに概ね9～10か月程度。
- 公募手続きを令和2年度上半期に開始した場合、事業譲渡時期は令和4年度上半期を基本とする。
- 事業譲渡後のガス事業の経営に加え、新たな事業展開に伴い発生する付加価値分も考慮するなど、適正な事業価値評価に基づき、最低譲渡価格を設定し、公募を行う。
- 令和2年度内に事業継承者募集要項を公表し、募集を開始。同年度内に優先交渉権者を決定する。

3 公募手続き全体の流れ

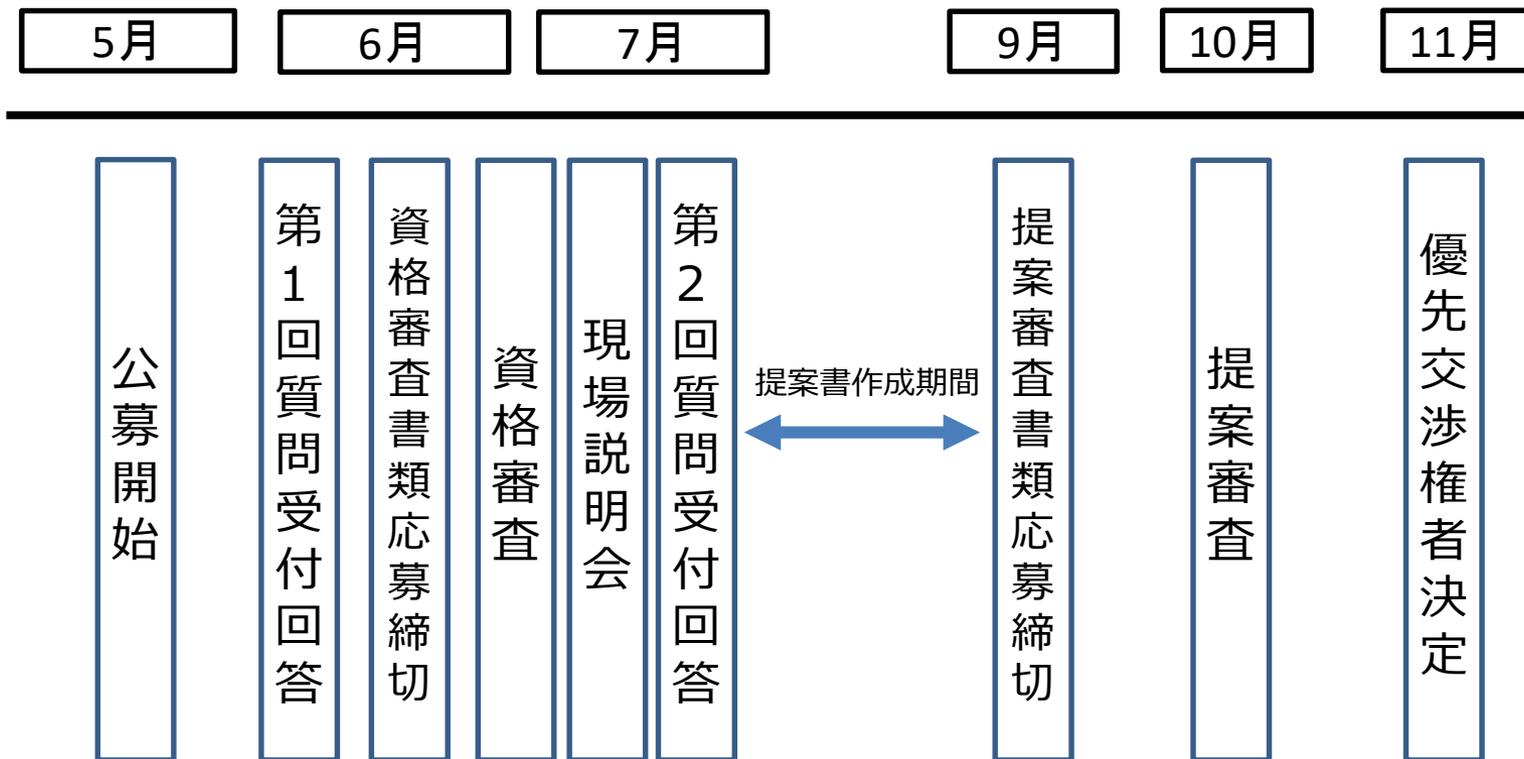
- ▶ 事業譲渡完了までの想定スケジュールは、下表のとおり。
(第2回委員会において、優先交渉権者の選定期間を9～10か月と想定)
- ▶ 今回は、令和2年度末までの優先交渉権者の決定までの流れについて、ご審議いただく。
- ▶ 委員会から第三次答申を受け、年度末に本市として、優先交渉権者を決定する。

<想定スケジュール：表>

年度	内容
令和元年度	• 仙台市ガス事業民営化計画の策定
令和2年度	• 事業継承者募集要項公表・募集開始 • 優先交渉権者決定
令和3年度	• 事業譲渡契約締結・事業引継
令和4年度	• 事業譲渡

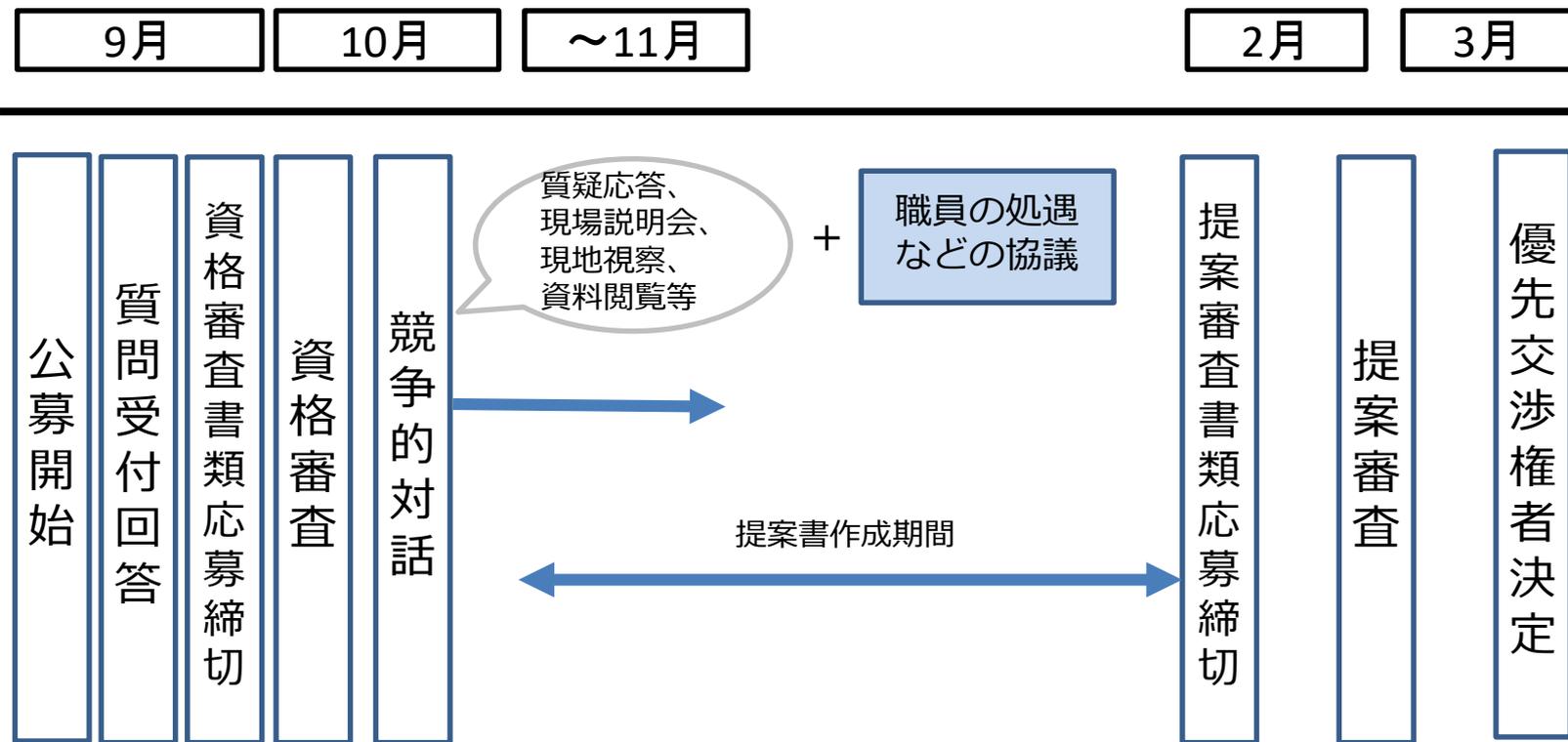
4 他都市における公募手続き全体の流れ：福井市

福井市（平成30年）



5 前回の公募時における公募手続き全体の流れ

仙台市（平成20年）



6 審査の在り方

① 資格審査

- 自治体において実施される公募プロポーザル方式において、暴力団等の排除、破産者に該当しないことや市税等に滞納がないこと等を確認するために書類審査によって実施されるもの。
- 福井市等の事例や本市の過去の公募手続きにおいても、実施されている。
- 具体的な資格要件については、別途審議いただく。

② 提案審査

- 募集要項に沿って、事業者が作成・提出した事業譲渡に係る提案書の内容を審査するもの。
- 提案審査は、応募者からの提案書を基に書類審査を行うとともに、委員会において、応募者からプレゼンテーションいただき、評価を行う。
- 提案審査によって、本市へ答申される優先交渉権者（案）が決定される。

7 協議の在り方

- 他都市事例においては、応募者の事業譲渡に係る疑問等を解消し、理解を深め、より良い提案を求めるため、文書で複数回の質問回答を行っている。
- 本市のガス事業は、34万戸のお客さまを有し、非常に規模が大きいという特徴・特性があることから、安全・安心なガスの安定供給を円滑に継承をするため、質問回答以上に、応募者と認識のすり合わせを図る必要があるものと思料。
- 前回民営化の公募手続きにおいても、競争的対話を実施している。



- 安全・安心なガスの安定供給に、特に関連する事項に絞って協議を行う必要がある。
- 全ての項目を協議の対象とした場合、協議内容が過度に広範となり、限られた期間に協議がまとまらない可能性があることに加え、民間の自由な創意工夫による提案を妨げてしまうおそれがある。



- 以上のことから、人員計画、職員の処遇（転籍条件等）、保安水準確保の考え方について、絞って協議（円滑継承協議）を行う方針としたい。

8 本公募手続き全体の流れ (案)

